

地方自治法改正に関わる意見書

政府は、「地方自治法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第 213 回通常国会に提出した。

この法律案では、新たに「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例」を規定している。

2000 年に施行された、いわゆる地方分権一括法により、国と地方は「対等・協力」の関係になり、国の関与は必要最小限とすることなどが原則となったが、この法律案では、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある。

よって、国会及び政府においては、国と地方の健全な関係を維持、発展させる観点から、国の補充的な指示の取り扱いや運用について、明確化を図ることを求める。また、人口・人流が集中する指定都市などの大都市圏域では、国と都道府県がそれぞれ対応するのではなく、指定都市と国が直接、情報を共有し、迅速な対応ができるよう、指定都市の実情を踏まえ、運用面も含めた適切な制度設計を行うよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年（2024 年）6 月 4 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員

並びに未来さっぽろ成田祐樹議員

及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員